

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年7月16日(2020.7.16)

【公表番号】特表2019-517320(P2019-517320A)

【公表日】令和1年6月24日(2019.6.24)

【年通号数】公開・登録公報2019-024

【出願番号】特願2018-563125(P2018-563125)

【国際特許分類】

A 6 1 B 6/02 (2006.01)

A 6 1 B 6/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 6/02 3 0 0 Z

A 6 1 B 6/06 3 3 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月29日(2020.5.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のX線源を有するX線撮像装置であって、少なくとも2つの組の直線状X線不透過性細条を有するX線撮像用の散乱線除去格子(ASG)を備え、該少なくとも2つの組における細条の各々はそれぞれ長軸を有し、前記少なくとも2つの組における異なる組からの細条であって、平行でない長軸を有する少なくとも2つの細条が存在する、X線撮像装置。

【請求項2】

前記少なくとも2つの組における1つの組からの少なくとも1つの細条が、前記少なくとも2つの組における前記1つの組からの1つの他の細条に対して、自身の長軸の回りで傾斜されている、請求項1に記載のX線撮像装置。

【請求項3】

前記少なくとも2つの組のうちの少なくとも1つの組における細条が平面を形成する、請求項1又は請求項2に記載のX線撮像装置。

【請求項4】

前記少なくとも2つの組のうちの少なくとも1つの組における細条が湾曲した面を形成する、請求項1から3の何れか一項に記載のX線撮像装置。

【請求項5】

前記少なくとも2つの組が共通面内に配置される、請求項1から3の何れか一項に記載のX線撮像装置。

【請求項6】

少なくともn(n-3)個の組を有し、前記少なくともn個の組における異なる組からのn個の細条の各長軸がn個の頂点を持つ多角形を形成する、請求項1から5の何れか一項に記載のX線撮像装置。

【請求項7】

前記散乱線除去格子が当該X線撮像装置のX線検出器の前に配置される、請求項1から6の何れか一項に記載のX線撮像装置。

【請求項8】

前記 X 線検出器に向かって各 X 線ビームを放出する少なくとも 3 つの X 線源が存在し、これら X 線源が前記 X 線検出器の光軸の周囲に配置される、請求項 7 に記載の X 線撮像装置。

【請求項 9】

前記 少なくとも 3 つの X 線源が 前記 X 線検出器と交差しない面上に配置可能である、請求項 8 に記載の X 線撮像装置。

【請求項 10】

前記散乱線除去格子が X 線ビームの何れか 1 つに対して指向的にフィルタリングを行う、請求項 1 から 9 の何れか一項に記載の X 線撮像装置。

【請求項 11】

X 線ビームの少なくとも 1 つが、前記少なくとも 2 つの組における異なる組からの細条を同時に照射する、請求項 1 から 10 の何れか一項に記載の X 線撮像装置。

【請求項 12】

前記細条が、前記散乱線除去格子を当該 X 線撮像装置の前記 X 線源のうちの少なくとも 1 つの X 線源の焦点を通過するラインに収束されるように、互いに対して傾斜される、請求項 2 から 1 1 の何れか一項に記載の X 線撮像装置。

【請求項 13】

前記少なくとも 2 つの組における異なる組からの細条が、前記複数の X 線源における異なる X 線源の焦点を通過する異なるラインに収束される、請求項 1 から 1 2 の何れか一項に記載の X 線撮像装置。

【請求項 14】

前記少なくとも 2 つの組における異なる組からの細条が、前記焦点において交差する異なるラインに収束される、請求項 1 2 に記載の X 線撮像装置。